

令和5年5月12日

長崎県水産部

くろまぐろの割当量の融通について

西彼海区漁業協同組合長会から海区内の割当量の融通について協議が調った旨の報告がありましたので、長崎県資源管理方針別紙1-1第4及び同別紙1-2第4の別に定める「くろまぐろ」について（令和5年3月31日策定）（以下、「県計画」という）第3の6の規定に基づき、その内容を公表します。

<融通前>

県計画第3の2の①に定める割当量について

	漁船漁業の割当量	定置漁業の割当量	小計
県南海区の小型魚割当量	2.598 トン	0.100 トン	2.698 トン

<融通後>

県計画第3の2の①に定める割当量について

	漁船漁業の割当量	定置漁業の割当量	小計
県南海区の小型魚割当量	2.342 トン	0.356 トン	2.698 トン